



八地申第22号

## 「運転台前方カメラシステムに関わる取扱い変更」に関する申し入れ 第1回交渉

団体交渉の形骸化は許さない！  
労使議論を重視し施策に反映させ  
教育を行うべきだ！

6月20日、第1回交渉を行い、第1項を議論しました。

議論の前段で、会社の施策に対する姿勢について議論を行いました。今回の施策では、団体交渉を行う前に、職場で「運転台前方カメラシステムに関わる取扱い変更」について説明を行っています。本来、団体交渉を行い、施策の内容を労使で議論し、議論した内容を含めて職場で説明会を行い、取扱者が不安なく実施できることが施策を行う上で重要なことです。しかし、会社は「スピード感」「スケジュール感」を前面に押し出し、団体交渉を行う前に説明会をしたことを容認する発言を繰り返し行いました。この行為は、団体交渉の形骸化であり、断固許せない事象であることを前段で通告し、労使議論で向き合うことはコンプライアンス上重要な事であることあり、必要な議論を行っていくことを確認し、第1項の議論を行いました。

### 第1項

#### 組合

運転台前方カメラシステムに関わる取扱い変更を行う根拠は？

人身事故の際の前方カメラの取扱いはこれまでと変わらないことを改めて確認！

運転台前方カメラを選択肢の一つではなく、現場に行くことを前提にあくまでも補助的に活用する事。

現地に行って確認を行うことは前提であることを確認！

猿橋の人身事故の際に、当該運転士が警察から何回も映像を見せられ、心理的負担が大きかったことから、二度とこのような取扱いをしないこと。また、乗務員に対してもそのような取扱いをしないように再度教育を徹底するべき。

#### 会社

人身事故で、警察が操作を行い運転台前方カメラシステムを扱うことは変わらない。今回の施策では「早期の原因の特定」「少しでも時間の短縮」「社員の負担の軽減」を目的に運転台前方カメラを活用すれば、早期に復旧を行える。例えば、倒木などがあった場合、どういう状況で発生したかカメラを見ることで時間を追って見ることができる。

異常時共有システムや現地に行くことは今後も行っていく。毎回運転台前方カメラを使用するのではなく、ケースバイケースで使うものであって使えるものはうまく活用する。現地に行って現場を確認するということ是不変わらない。同時並行的に活用する。

会社としても今回の取扱いについて、警察に再度取扱いを周知し、心理的負担がないように徹底を行っている。現場にも再度、乗務員は取扱いしないことの徹底を行う。

乗務員に心理的負担をかけないことを確認！！

現場を確認し対応する技術力を継承し  
安全レベルを向上する施策をつくり上げよう！！